

短期入所生活介護、通所介護
利用者 各 位

居宅サービス費用に係る医療費控除の取扱いについて

要介護者等が、ケアプランに基づき、居宅介護サービス事業者等から提供を受けるデイサービス、ショートステイについては、下記の医療系サービスと併せて利用した場合のみ「療養上の世話等」に当たるとされ、医療費控除の対象となります。

居宅サービス費用のうち、医療費控除の対象となるものは下記のとおりです。

サービス種類	医療費控除の対象	医療費控除の対象外	備 考
ショートステイ (短期入所生活介護)	居宅サービス費に係る自己負担額 (介護保険給付の対象となるものに係る自己負担額に限る。)	滞在費 食費	<u>下記の医療系サービスと併せて利用した場合のみ対象。(※)</u>
デイサービス (通所介護)			① 訪問看護 ② 訪問リハビリテーション ③ 居宅療養管理指導 ④ 通所リハビリテーション ⑤ 短期入所療養介護

(※) 「医療系サービスと併せて利用した場合」とは、1か月単位のケアプランに上記①から⑤のいずれかの医療系サービスが位置付けられている場合をいい、具体的には居宅介護支援事業者等から交付される「サービス利用票」に医療系サービスが記載されているかどうかで、医療費控除の対象となるかどうかを判断します。

同月内に医療系サービスを利用していない場合は、医療費控除の対象とはなりません。

にいやま荘短期入所生活介護事業所
にいやま荘通所介護事業所
019-676-5777
あづまね温泉通所介護事業所
019-673-7670